資料1

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
名古屋市	実施している	5,470世帯	(1) 65歳以上の者 (2) 要支援者又は要介護者と認定された者 (3) 身体障害者手帳の所持者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者 (5) 愛護手帳の所持者 (6) その他、上記2号から5号に準ずる者	有	直営	可燃ごみ、資源（週1回） 不燃ごみ、粗大ごみ（月1回） （利用者により頻度は異なる。）	小中継車両50台 （小中継車両の他に通常収集の車両を使って収集も実施。）	携わっていない	
豊　橋　市	実施している	514世帯	家庭廃棄物をごみステーション等へ自ら運び出すことができず、かつ、当該運び出しについて協力者がいない世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) ６５歳以上の１人世帯 (2) 身体障害者の１人世帯 (3) ６５歳以上又は身体障害者のみで構成される世帯	有	直営	週1回（量が多い場合は２回）	2台	携わっていない	
岡　崎　市	実施している	448世帯	（対象となる世帯） 次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を排出することが困難である世帯とする。 (1) 高齢者の世帯　６５歳以上で介護保険の要支援２又は要介護認定を受けている一人暮らしの世帯 (2) 身体障がい者の世帯　身体障がい者手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (3) 精神障がい者の世帯　精神障がい者保健福祉手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (4) 知的障がい者の世帯　療育手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (5) 指定難病者の世帯　特定医療費受給者証の所持者で一人暮らしの世帯 (6) 上記に準ずる世帯	有	直営	１世帯につき、週１回	２台	携わっていない	
一　宮　市	実施している	514世帯	自分でごみを持ち出すことが困難で身近な方の協力が得られないなど、市が戸別収集する必要があると認められる世帯 1. 要介護認定を受けている65歳以上の高齢者だけで構成する世帯 2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけで構成する世帯 3. 上記1. と2. だけで構成する世帯	有	直営	週1回	2台	携わっている	１　申請書の受付 ２　実施要綱に基づき対象者を審査 ３　緊急（異常）時における対応
瀬　戸　市	実施している	450件	高齢者・障碍者を対象にごみ　介護認定など面談により判断します。基準は、「瀬戸市ふれあい収集実施要綱」を策定	有	直営	基本週1回 随時収集する方もあります。	２ｔパワーゲート車　1台・軽ダンプ（狭小道路）1台　計　2台	携わっていない	

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
半　田　市	実施している	248世帯	次のいずれにも該当する世帯とする。 (1) 本市に住所を有していること。 (2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。 (3) 世帯構成員のすべてが次のいずれかに該当し、自力でごみ等を排出することが困難で、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることができないこと。 ア 介護認定を受けている者 イ 身体障がい者手帳（１・２級）を所持している者 ウ 療育手帳（A判定）を所持している者 エ 精神障がい者保健福祉手帳（１級）を所持している者 オ その他市長が適当と認める者	有	直営	週に１回	２台	携わっている	申請書が提出されると、福祉部局の担当者が関係者の立ち合い・聞き取りによる実態調査を行い、訪問収集の必要性についての意見を添えて必要書類を環境課（収集担当部局）に提出する。 環境課では、福祉部局の意見を踏まえ、利用の可否を決定する。
春 日 井 市	実施している	303世帯	・要介護認定または要支援認定を受けている65歳以上の一人暮らしのもの ・身体障がい者手帳の交付を受けている一人暮らしのもの ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしのもの ・療育手帳の交付を受けている一人暮らしのもの ・その他市長が必要と認めるもの	有	直営	週１回（毎週水曜日）	５台	携わっていない	
豊　川　市	実施している	49	①要介護認定を受けている65歳以上の一人暮らし世帯 ②身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らし世帯 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らし世帯 ④療育手帳の交付を受けている一人暮らし世帯 ⑤傷害等により一時的にごみ出しができなくなった一人暮らし世帯 ⑥その他市長が特に必要と認める世帯	有	直営	毎週１回	１台	携わっていない	
津　島　市	実施している	62世帯	市内に居住する次の世帯で、自分でごみを集積場所まで持ち出すことが困難と認められる者。 (1) 一人暮らし老人登録者で介護保険法(平成９年法律第123号)に基づき、要介護認定を受けている世帯。 (2) 障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。)のみで構成されている世帯 (3) その他市長が必要であると認めた世帯	有	直営	週１回	１台	携わっている	申請受付（福祉課及び高齢介護課）
碧　南　市	実施していない								

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
刈　谷　市	実施している	80世帯	刈谷市内に住所を有する世帯で次の各項目のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を排出することが困難であるもの。 ・介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項の規定による要介護認定を受けている者で一人暮らしの世帯 ・身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯 ・厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者で一人暮らしの世帯 ・その他刈谷市長が特に必要と認める世帯	有	直営	１回／週	2台	携わっている	・制度利用申請者の介護認定に係る資料の情報提供
豊　田　市	実施している	298	・要支援２または要介護１以上 ・身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 　肢体不自由１級・２級・３級 　視覚障がい１級・２級・３級 ・精神障がい者保健福祉手帳　１級・２級 ・療育手帳　A判定・B判定	有	直営	週に１回程度	専用車両での回収はしていないため、使用車両の台数は不明	携わっていない	
安　城　市	実施していない								
西　尾　市	実施している	248世帯（内、休止中24世帯）	本市に居住しており、（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を排出することが困難である世帯。 （1）高齢者の世帯（６５歳以上で要介護・要支援等の認定を受けている一人暮らしの世帯） （2）身体障害者の世帯（身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯） （3）その他市長が適当と認める世帯	有	直営	週1回	5台	携わっている	対象区分（高齢者または身体障害者）の確認及び申込理由に関する当該所属課長の意見記入
蒲　郡　市	実施していない								

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
犬　山　市	実施していない 市では実施していないが、シルバー人材センターが「ごみ出しサポート」（１袋あたり100円で可燃ごみを集積場まで運ぶ）を実施。（以下は「ごみ出しサポート」について記載）	実施件数17件（延べ787回）	・介護保険の要支援か要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯 ・各種障がい者等手帳を交付されている方	無	（シルバー人材センターによる）直営	最大２回/週（市の可燃ごみ収集日）	なし	携わっている	高齢者支援課（申請窓口の一つとして） 福祉課（申請窓口の一つとして）
常　滑　市	実施している	8世帯	訪問収集の対象は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、自力でごみを排出することが困難である世帯とする。 （１）　常滑市に住民登録があり、市民税非課税世帯であること。 （２）　世帯構成員のすべてが次のいずれかに該当すること。 ア　介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項の規定による要介護１～５の認定を受けており、現に介護サービスを利用しているもの イ　肢体不自由又は視覚障がいにより身体障害者手帳（１級又は２級）を所持しており、現に障害福祉サービスの居宅介護を利用しているもの ウ　療育手帳（A判定）を所持しており、現に障害福祉サービスの居宅介護を利用しているもの エ　精神障害者保健福祉手帳（１級）を所持しており、現に障害福祉サービスの居宅介護を利用しているもの オ　その他市長が必要と認めるもの	有	直営	週１回	1台	携わっている	【福祉部門】申請受付と決定事務 【環境部門】回収事務
江　南　市	実施している	21世帯	自ら分別ごみ（資源ごみ等）を所定の場所まで排出することが困難で、他に協力を得ることができない、次に掲げるひとり暮らしの世帯。 ・介護保険法に基づき、要介護の認定を受けている者の世帯 ・身体障害者1級もしくは2級、又は3級の認定を受けている者の世帯（3級は視覚障害、肢体不自由の者のみ） ・精神障害者1級の判定を受けている者の世帯 ・知的障害療育手帳A判定を受けている者の世帯 同居者がいる場合でも、上記に該当する者のみで構成される世帯は対象とする。	有	直営	月約2回（地区の分別ごみ収集日に実施）	1台	携わっていない	

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
小　牧　市	実施している	358世帯	(1)高齢者の世帯 ６５歳以上で介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている一人暮らしの世帯 (2)身体障害者の世帯 身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (3)精神障害者の世帯 精神障害者保健福祉手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (4)知的障害者の世帯 療育手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (5)その他市長が必要と認める世帯	有	直営	週1回	3台（2tトラック2台、軽トラック1台） 通常は2台で収集を行っているが道が狭く2tトラックがいけないところは軽トラックを使用している。	携わっていない	
稲　沢　市	実施している	34	(1)　高齢者： ・65歳以上であり、かつ、介護保険の要介護１以上の認定を受けている者 (2)　障害者： ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳等級区分の肢体不自由又は視覚障害の１級又は２級に該当するもの ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳等級区分１級に該当するもの ・療育手帳の交付を受けている者で、判定の区分の記載欄にAと記載されているもの	有	直営	週2回（水曜日、金曜日）	1	携わっている	・申請書受付業務 ・申請内容確認業務（手帳の有無等）
新　城　市	実施していない								
東　海　市	実施していない								
大　府　市	実施していない								大府市シルバー人材センターで、75歳以上のひとり暮らしの方及び75歳以上だけで暮らしている世帯向けに「ねこの手サービス」という名称でごみ出しサービスを有料で提供している。 （所得税課税世帯　200円/時、所得税非課税世帯　100円/時）
知　多　市	実施していない								
知　立　市	実施していない								

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
尾張旭市	実施している	２０７世帯	独力でごみ等を排出することが困難であり、かつ親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難な方で、介護保険法の要支援又は要介護認定を受けている者のみで構成されている世帯か、障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者）のみで構成されている世帯。	有	委託	週４日（火、水、木、金）	１台（火、水、木） ２台（金）	携わっていない	
高　浜　市	実施していない								
岩　倉　市	実施していない								
豊　明　市	実施している	139人（世帯数は同等程度）	おおむね６５歳以上の高齢者（支援の必要な人）	無	委託	町内に準ずる（町内のごみ集積場までの支援）	戸別収集ではないため不明	携わっている	ごみ出し支援が必要な人とそれを手伝う生活サポーターをコーディネートする業務。
日　進　市	実施している	144世帯	下記のいずれかに該当する者であって、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、かつ、独力でごみ等の排出が困難である者。 (1)　満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの者 (2)　身体障害者手帳の所持者でひとり暮らしの者 (3)　精神障害者保健福祉手帳の所持者でひとり暮らしの者 (4)　療育手帳の所持者でひとり暮らしの者 (5)　第1号から前号までに該当する者のみを構成員とする世帯	有	委託	週1回	1台	携わっている	手帳所持者の情報提供や手帳所持者のみの世帯の場合の支給決定事務等。
田　原　市	実施していない ※令和5年度から新規に「ささえあい収集（ごみ出し支援事業）」を開始予定です。								
愛　西　市	実施していない								
清　須　市	実施していない	該当なし							
北名古屋市	実施していない								

議題１　高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

市名	回答								
	(1)ごみ出し支援を実施しているか	設置している場合							
		(2)R4年度末時点の利用世帯数	(3)ごみ出し支援の対象要件	規則・要綱等の有無	(4)直営・委託	収集頻度	使用車両台数	(5)福祉部門が携わっているか	(福祉部門が携わっている場合)福祉部門が担当する業務
弥　富　市	実施している	８世帯	次の各号のいずれかに該当し、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難で、独力でごみなどを出すことのできない方。 介護保険法の要介護認定を受けた方のうち要介護1から介護5に該当し、かつ、ヘルパーやデイサービスの介護サービスを受けられている方のみの世帯 身体障がい者手帳1級から3級の方のみの世帯 精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の方のみの世帯 療育手帳A判定またはB判定の方のみの世帯 前各号に該当する方のみの世帯	有	委託	利用者により異なる	通常の回収業務で対応	携わっている	・利用条件の確認、申請の受付 ・利用内容の調整立ち合い（利用頻度、利用するごみの種類、ごみを置く場所の確認　など）
み よ し 市	実施している	15世帯	みよし市在住の65歳以上の世帯で、介護保険制度で介護認定を受けている人及び総合事業対象者の人（※ケアマネジャーがついている人）	無				携わっていない	市が実施はしていない。みよし市社会福祉協議会内のみよし市ボランティア連絡協議会が実施している。（内容については、別紙チラシ参照）
あ　ま　市	実施していない								
長 久 手 市	実施している	長久手市の場合は基本戸別回収であるため、環境施策としては行っておらず、福祉部（長寿課）が福祉施策としてNPO法人と協力して行っている。依頼があってから初めて実施するものであるため、ごみ収集での利用世帯数は不明	①６５歳以上のひとり暮らしの人 ②７５歳以上のみの世帯の人 ※市民に限る ※要登録	無	委託	依頼があれば	多種の依頼を受けているため、ごみ収集のみでは不明	携わっている	高齢者支援